# 平成27年度　第２回長野市消費生活協議会　会議録

日　時　　平成28年１月29日（金）13時30～14時50分

場　所　　長野市もんぜんぷら座　３階304会議室

出席者　　委員12名、事務局６名

傍聴者　　なし

１　開　　会

２　あ い さ つ　　市民生活部長　原　敬治

市民窓口課長　西澤雅樹（自己紹介）

３　協 議 事 項

(1)　長野市消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

**（議長）**

それでは、３の協議事項(1)長野市消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

**（事務局）**

今回の条例改正につきましては、昨年８月に開催しました第１回消費生活協議会においてもご説明申し上げましたが、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置している自治体は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めることとなりました。当初は、国のモデル条例案を参考として、新規に条例を制定しようと考えておりましたが、市の法規担当課と協議を行う中で、既存の「長野市消費生活の安定及び向上に関する条例」を一部改正し、その中に国で定める参酌基準を加えるという形に変更となりました。

昨年11月には、委員の皆様に「参酌基準に対する市の考え方」をお送りし、ご意見等を頂戴したわけですが、今回、ようやく法規担当課内での条文の調整が終わり、条例案が形となりましたので、本日、皆様にお示しするものです。

それでは配付してあります資料１「長野市消費生活の安定及び向上に関する条例（案)」と資料２「消費者安全法改正に伴う市条例の一部改正について」をご覧ください。資料２は、昨年11月に委員の皆様にお送りしたものと同じものです。２枚を比較しながらお聞きいただきたいと思います。

まず、資料２のほうですが、国が定める参酌基準は６項目ありまして、「２参酌すべき基準」の「(1)消費生活センターの名称、住所、消費生活相談を行う日及び時間を公示すること」。これにつきましては、資料１の条例（案）第９条に「消費生活センターの設置の告示」ということで条文化してあります。アンダーラインを付けたところでございます。新たに加えた条文ですが、第９条、市長は、消費生活センター（括弧内は省略します）を設置したときは、遅滞なく、次に

掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更したときも、同様とする。第１号、消費生活センターの名称及び位置。第２号、消費生活相談を行う日及び時間となっています。

資料２をご覧ください。２参酌基準の「(2)センター長及び事務を行うために必要な職員を配置すること」につきましては、その下の「３参酌基準に対する市の考え方」の(2)の市の考え方により、長野市処務規則等で対応できるため条文化はしておりません。

参酌すべき基準の「(3)消費生活相談員資格試験合格者（みなし合格者を含む）を消費生活相談員として配置すること」、「(4)任期が切れた消費生活相談員の再度の任用が排除されないこと、その他消費生活相談員の専門性等に配慮した適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること」、「(5)消費生活相談員等に対する研修の機会を確保すること」、「(6)情報の適切な管理に必要な措置を講ずること」、これらにつきましては、条例案第10条「消費生活センターに関する措置」の第１号から第４号に盛り込んであります。第10条を頭から読みますが、「市長は、消費生活センターに関する次に掲げる事項を実施するために必要な措置を講ずるものとする。第１号、法第10条の３第１項の消費生活相談員資格試験に合格した者（括弧内は省略します）である消費生活相談員を置くこと。第２号、消費生活相談員の選考に当たっては、任期ごとに客観的な能力の実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に配慮した適切な人材を確保すること。第３号、法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。第４号、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理を行うこと。ということです。

あと、条例案第12条につきましては、本協議会の委員定数を「15人以内」に見直すものです。現条例での委員数は「25人以内」となっていますが、現在の協議会の委員数は12人です。現在の条例は平成11年に制定されたもので、条例制定当時の消費生活協議会は、事業者代表として、長野食品衛生協会や長野中央市場、食肉商業協同組合、ＪＡ長野市農協協議会、長野デパート・スーパー会など、また消費者代表としては、長野市くらしの会連絡協議会、くらしを考える会、生活改善実行グループ連絡研究会、食生活改善推進協議会など、総勢25人で構成されていました。その後、社会情勢の変化により委員構成も変わってきており、現在は12人の委員の皆様で組織されています。今後の委員数の増も踏まえた上で、「15人以内」とするものです。

現行条例の見直しにつきましては、平成19年度と20年度に本協議会で協議された経緯がございます。そのときは、「市が、県消費生活条例と相似する条例を独自に定める理由がない」こと、さらに「現行条例のままでも市の施策に問題はない」といった理由から、条例改正は見送られました。

その後、市議会から長野市版の消費生活基本条例を制定するようにとの声もありましたが、今回の県の条例改正を見ても、消費者安全法の改正に伴うものであり、県条例が大幅に変わるものではないことから、市としても現条例のままで特に問題はないと考えます。よって、今回の改正については、消費者安全法改正に伴うものと、本協議会の委員数の改正となりますので、よろしくお願いします。以上です。

**（議長）**

ただいまの事務局からの説明で、何かご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

**（委員）**

意見照会をいただいたときに意見を申し上げましたが、資料１の10条の１号で県も消費生活センタ

ーについて条例化していますが、県では、消費生活相談員をみなしも含めてすべて資格を有する者とするのは困難な状況です。長野県の現状から見て消費生活相談員資格を持つ者が実際少ないということがあり、将来にわたって確保できるという確証が得られなかったものですから、有資格者を設置するよう努めるという努力義務にしています。今回、長野市は、有資格者を置くとしていただいたので、県にすれば、県庁所在地の長野市で有資格者を置いていただければ、大変ありがたいと思います。

**（議長）**

事務局で何か説明がありますか。

**（事務局）**

法規担当に確認したところ、第10条第１号で「試験に合格した者である消費生活相談員を置く」とするが、その前段に「そのために必要な措置を講ずるものとする」と規定することで、置くよう努めるものとするという解釈になるということです。

**（議長）**

よろしいでしょうか。

**（委員）**

言いたいことは同じですので、ぜひ置いていただくようお願いしたいと思います。

**（議長）**

他にありますでしょうか。特にないようでしたら、協議事項(1)長野市消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正については、原案のとおりとさせていただくことでよろしいでしょうか。

《　異議なし　》

**（議長）**

原案のとおり了承されました。

(2) 長野県消費生活基本計画（長野県消費者教育推進計画）について

**（議長）**

それでは、進行します。(2)長野県消費生活基本計画（長野県消費者教育推進計画）についての説明をお願いします。

**（事務局）**

それでは、開催通知と併せてお送りしましたこのリーフレットに基づき、県の計画について説明します。

長野県では、平成26年６月にこの計画を策定しました。１ページをご覧ください。第１章に「計画の基本的考え方」があります。「計画策定の趣旨」は、長野県消費生活条例を基本に、①の「消費者の権利の確立と利益の擁護」と、②の「県民の消費生活における自立支援」が計画の柱となっており、この計画は、「県民及び関係機関の参加、協働により施策を推進する計画」となっています。

その下の「計画の性格」は３つの性格を持っており、１つは「条例」に基づく計画、２つ目は「消費者教育の推進に関する法律」に基づく計画。これにつきましては、先に委員の皆様にお送りした「消費者教育の推進に関する法律」をご覧ください。第10条第１項には、「都道府県は、国の基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされており、第２項では、「市町村は、基本方針及

び都道府県消費者教育推進計画を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」と規定しています。この計画の策定については、県も市も努力規定となっています。３つ目は、「長野県総合５か年計画」の個別計画という位置づけで、「計画の期間」は、平成26年度から平成29年度までの４年間となっています。

続きまして、２ページの第２章「長野県における消費生活の現状と課題」ですが、青地に白抜きの文字で「消費者行政の現状」、「消費生活相談の現状」、「消費者教育の現状」、これらを踏まえてその右側に「本県の消費者行政の課題」があります。課題は黒のひし形のマークが付いおり、上から「消費生活相談体制の整備・充実」、「消費者の利益擁護の推進」、「消費者教育推進及び情報発信力の強化」、「消費生活をめぐる諸課題への対応」に分けられ、それぞれの課題を挙げています。

続く第３章では、「施策推進の基本方針」として、基本理念のもと、施策を推進するための５つの基本方針を挙げています。

続きまして、３ページの第４章「施策の展開」では、「施策の内容」が大きく５つに分けられています。「県民の安全・安心」では、１として「商品・サービスの安全安心」、２として「物価の安定と情報提供」、３は「持続可能な消費生活」として、レジ袋・食品ロスの削減を挙げています。

次の「商品・サービスの適切な選択機会の確保」では、「１適正な商取引の確保」として、赤字で「注意情報の発信・警察との連携」があります。これについては後で出てきますが、最重点目標である「特殊詐欺被害認知件数の半減を目指す」ための重要な施策となっています。このほか、２として「多重債務者対策の強化」を挙げています。

次の「消費者教育の充実」では、１の「消費生活情報の発信・啓発」で、「高齢者見守りネットワークの活用・構築支援」を重点目標１に挙げています。２の「消費者教育・人材育成」の「学校」では、県内の小学校、中学校、高等学校における消費者教育として、新学習指導要領が平成25年度までに完全実施され、「生きる力」を育む理念のもと、県内各校で消費者教育が実施されています。「地域」では、「出前講座・セミナーの実施」が重点目標４、「人材育成」の「消費生活サポーターの育成」が重点目標３に設定しています。このほか、３として「環境教育・食育等への取組推進」を挙げています。

続いて、下の「県民意見の反映」では、「１透明性の確保」として、消費生活審議会の運営と施策の公表、２として「県民意見の施策への反映及び消費者団体等との協働」を挙げています。

一番下の「相談窓口の強化」では、２の「市町村相談窓口の充実・強化」について、赤字で「消費生活センター設置促進を支援」、これが重点目標の２に設定しています。

これらの施策については、県単独で実施可能な施策もありますが、地域の消費者団体や県下77市町村が協力しなければできない施策が多くあります。第１章にもありましたが、この計画は、「県民及び関係機関の参加、協働により施策を推進する計画」となっています。

続いて、裏面の４ページをご覧ください。「計画期間中、重点的に推進する施策の数値目標」です。最重点目標は、「特殊詐欺被害認知件数の半減を目指します」というもので、現状の特殊詐欺の被害状況を見ますと、被害額は減っておりますが被害件数は増加しており、かなり厳しい目標値となっています。

重点目標は４つ掲げられています。１つは、高齢者等を消費者被害から守るために「すべての市町村に、高齢者等の見守りネットワークを構築します」、この見守りネットワークについては、

長野市ではまだ構築していません。

２つ目は、身近な相談窓口を充実させるために、「市町村消費生活センターの人口カバー率100％を目指します」ということで、市では既に消費生活センターを設置しており、市民からの相談を受ける体制が整っています。

３つ目は、県民との協働により地域の消費者問題を解決するために、「消費生活サポーターの登録300人を目指します」。

４つ目は、県民の学習の機会を増やすために、「出前講座・セミナーの年間200回開催を目指します」ということで、それぞれ目標値を設定しています。

以上のことから、長野県消費生活基本計画は、長野県消費者教育推進計画を取り込んだ計画となっています。県の計画については以上です。

**（議長）**

ただいまの説明について質問等がありましたらお願いします。

質問がないようなので、県の計画を踏まえて、次の(3)へ進めさせていただいてよろしいでしょうか。

《　異議なし　》

**（議長）**

それでは(3)長野市版消費生活基本計画（長野市消費者教育推進計画）の考え方について事務局から説明をお願いします。

(3) 長野市版消費生活基本計画（長野市消費者教育推進計画）の考え方について

**（事務局）**

市の計画の考え方についてご説明します。

資料４「長野市施策の展開」をご覧ください。左側に「施策の内容（長野県）」とありますが、これは、先ほど説明した県の計画のリーフレットの３ページ「第４章　施策の展開」の「施策の内容」と同じ内容です。県の施策に対して、長野市ではどのような施策を展開しているのかを記載しています。右側の実施事業は、消費生活センターの事業だけでなく庁内の関係各課で実施している事業を掲載しています。括弧内は実施する担当課で、括弧のない事業は当センターの事業となります。

では、上から説明します。最初の「県民の安全・安心」を市では「市民の安全・安心」と置き換えています。「１商品・サービスの安全・安心」の「食品に関する監視・指導」では、保健所食品生活衛生課が実施する食品関係施設に対する監視指導、食品の抜き取り検査があります。次の「地産地消推進」は、地産地消推進協議会で地域食材の利用促進を図るほか、学校給食を始め保育園給食、保健福祉施設等、庁内の関係各課がそれぞれ地産地消に取り組んでいます。

次の「事故情報の収集・提供」で、県は「事業者指導」が施策にありますが、市では事業者指導はできないため施策からは除いてあります。情報の収集・提供については、消費生活センターで製品事故の情報収集・報告及びリコール製品等の広報・周知を実施しています。

「２持続可能な消費生活」では、「レジ袋・食品ロス削減の取組の推進」ということで、ながの環境パートナーシップ会議等によるレジ袋使用削減等の啓発活動を行っており、環境政策課が担当しています。家庭や事業所による食品ロス削減、ごみの減量・再資源化、省エネルギー促進

については、健康課、生活環境課、環境政策課でそれぞれ実施しています。

続きまして、「商品・サービスの適切な選択機会の確保」の「１適正な商取引の確保」では、詐欺的な商法に関する啓発広報及び県、警察等と連携した街頭啓発と、販売事業者への立入検査ということで、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法及び電気用品安全法に係る製品表示の立入検査を当センターが実施します。

「２多重債務者対策の強化」では、ヤミ金融業者の注意喚起のリーフレット配布、また、庁内関係課及び日本司法支援センター（法テラス）と連携した多重債務者生活再建サポート連絡会議の開催及び多重債務者包括支援プログラムによる相談体制と、問題解決に向けた取組を行います。

続きまして、「消費者教育の充実」の「１消費生活情報の発信・啓発」では、市ホームページや広報誌などを活用し啓発に努めています。また、悪質商法や特殊詐欺に関する情報の共有や、啓発パンフレットの配付など、庁内の関係各課と更なる連携を図ってまいります。次の「高齢者見守りネットワークの構築」は、県の重点目標ですが、市では未実施となっている事業です。

続いて「２消費者教育・人材育成」の「学校」では、学習指導要領に基づく消費者教育の推進ということで、先ほど県の施策の中で説明しましたが、市内各校で消費者教育が実施されています。「地域」では、出前講座・生活知識講座の実施及び消費者団体の活動支援として公民館、福祉施設等での出前講座の実施、住民自治協議会等が主催する消費者啓発講演会への講師派遣等を行っています。「人材育成」では、消費生活サポーターの育成ということで、市では長野市くらしの安心サポーター」という名称で22名が登録し、各地域で啓発に取り組んでいただいています。

「３環境教育・食育等への取組推進」では、環境政策課が環境団体との協働による取組、学校教育課が学校における環境教育、保健所健康課等が食育の推進に取り組んでいます。

続きまして「市民意見の反映」の「１透明性の確保」では、県と同じように「消費生活協議会の運営、施策の協議」を、「２市民意見の施策への反映及び消費者団体との協働」では、本協議会や消費者団体との意見交換、「カトウさんへの提案ポスト」や「みどりのはがき」によって市民意見を反映させてまいります。

最後の「相談窓口の強化」は、「１消費生活センターの機能強化」ということで、「相談業務の技術や専門性を向上」させるため、各種研修会へ積極的に参加することで相談員のレベルアップに努めます。また、「２相談窓口の充実・強化」では、相談員が市民からの消費生活相談を受けるほか、弁護士や税理士などが専門の相談を受ける無料の市民相談を開催しています。今後も市民のニーズにあった相談体制に努めてまいります。また、日本司法支援センター（法テラス）や、市が長野市社会福祉協議会に相談支援事業を委託する長野市生活就労支援センター（まいさぽ長野市）と連携した問題解決も行っています。

以上、市の施策の展開について、県の施策と並べて説明しました。県の計画は、県だけでは目標を達成できるものではなく、県民や市町村が協力することによって施策を推進することができ目標が達成できる計画となっています。県の計画は、県下77市町村が協力することで達成できる計画となっています。

市としては、県の計画とは別に市独自の「消費生活基本計画」、「消費者教育推進計画」を作るのではなく、県の計画を基本に作成した「長野市施策の展開」を、市の「実施計画」に置き換え、市独自の事業に取り組むことで本市の消費者行政を更に進めてまいりたいと考えています。

今後の進め方については、この資料にあります市の施策、実施事業を関係各課と調整し、その

中から施策の重点目標を設定した上で「実施計画」として定めてまいりたいと考えています。「実施計画」の重点目標は、上位計画である県の計画目標を参考にし、「見守りネットワークの構築」を含める中で検討してまいりたいと考えています。以上です。

**（議長）**

ただいまの説明について、何かご質問やご要望、ご意見がありましたらお願いします。

県が県内全体の基本計画を策定し、それを基にするため長野市独自の基本計画は作らないということでよろしいですね。

**（事務局）**

はい。

**（議長）**

市では、県の考え方に基づいて、今いろいろな事業をやっているんですが、これらについても各課で横や縦のつながりを検討し、調整したうえで実施計画を策定するということでよろしいですか。

**（事務局）**

そのとおりです。あくまで県の計画を基本として、その上で市の実施すべき事業を今後庁内の関係各課と調整を図り、目標を定めて実施計画を定めたいと考えています。

**（議長）**

実施計画を策定する上で、今現状がこうだからこういうことをやったほうがいいとか、そういうご意見がありましたらこの機会に出していただければ、大変参考になるかと思いますがいかがでしょうか。

**（委員）**

県の計画を非常に分かりやすく説明していただきありがとうございました。今お話いただいたように、県の計画は県だけでなく市町村あるいは県民の皆様に一緒にやってもらう、逆に言うと県ができないので市町村にお願いしているというところが非常にたくさんあります。

高齢者の見守りネットワークの構築というのは、県ではなく市町村にお願いしたいことですし、消費生活センターの相談窓口も、県は「すべての県民が身近な市町村で相談が受けられるように」という目標を掲げていますので、市町村に消費生活センターを作ってくださいということです。まさに、これらは市町村にやっていただきたいことです。

県からすると、県の基本計画と同じベクトルで市町村が施策を行い、個々に目標を立ててやっていただくという方向は非常にありがたい。ただ一つ、教育推進計画について言うと、法律で努力義務と書いてあるので、県の立場からして努力義務ですから、県が市町村に「作ってください」とか「作らなくてもいい」ということを言えないところがあります。

要望としては、見守りネットワークは作っていただきたいというのと、市の消費生活センターは、先ほどの条例の整備も含め非常に充実していますが、県としては、すべての市町村に消費生活センターを設置をしていただきたいと考えています。そうは言っても町村だと職員の数とか財政力とか消費者からの相談件数を考えると、なかなか単独で設置するのは困難なところがありますので、ぜひ、長野市が中心になって広域的に対応できるような形で協力していただきたいと思います。

それともう一つ、「消費者教育の充実」のところで、学校で消費者教育をやっていただいているということで、ありがとうございます。去年、県では、中学校、高等学校を対象に指導用のリーフレットを作りました。今年は、「生徒に対して、こういうふうに具体的に教えていただければいい」というような講師を派遣する事業もやっていますので、今後、市立長野高校も含めて、ぜひそういった事

業も積極的に活用していただければと思います。以上です。

（議長）

市のほうで何かありますか。

（事務局）

前段の話につきましては、そのような話があったときに検討する形になるかと思います。もう一つの講師派遣の関係ですが、長野市に市立長野がありまして、市の出前講座をどうでしょうかとお話しした経過があります。また、県のいろいろな事業等があれば活用させていただきたいと思います。

（議長）

他にご質問とかご要望とかございますでしょうか。

（委員）

ご説明いただいた基本計画の内容について、過去の実例などからお聞かせ願えればと思うんですが、我々のような民間企業の関わり方なんですけれども、例えばこの消費者教育のところで出前講座ですとか生活知識講座の実施等とありましたが、過去において民間企業が市の取組において何か関与したりとかそういった実績などがあれば、今後の活動において参考になるかと思いますのでお聞かせください。

（事務局）

市は３名の相談員に研修の機会を与えるため、県の研修等には積極的に参加しています。その他に、２つの業界団体が消費生活問題についての講習を行ったケースがあります。今後も無料で実施する業界団体があればお願いし、相談員のレベルアップを図っていきたいと思っています。

（議長）

他にいかがでしょうか。

（委員）

消費者教育の充実というところで、県は消費生活サポーター登録を300人目指すとありますが、現在何名いるのでしょうか。私は、長野市くらしの安心サポーターの養成を受け、現在22名いる中の１人です。発足した当時以来、私が参加しなかったかもしれないですけど、研修が行われていたのか、そして、他の人達はどういうふうに活動していたのか、それから県のサポーターと市の安心サポーターとの連携というか交流というか、これから行われていくのかということを知りたいんですけれど。

（事務局）

お話がありましたように発足から昨年３月までの２年間、研修を行っていませんでした。大変申し訳ありません。昨年４月、サポーターの更新時期がきた時に私から皆様に電話をして、その点をお詫びさせていただくとともに、更新していただくようお願いしました。１名の方が市外へ転出しましたので21名になりましたが、その後、新たに１名参加され現在22名です。その時に、27年度は研修会を開催しますので、ぜひ参加していただくようお願いし、昨年12月に２回に分けて研修会を開催しました。28年度も何回か計画しますので大変お忙しいとは思いますが、ご理解をお願いします。

（委員）

ご質問いただきました県の消費生活サポーターですが、今年度が２年目になりまして、昨年度と今年度合わせて今221名という状況です。お願いしている中身、活動の中身は、ほとんど市で設置いただいているくらしの安心サポーターさんと同じというか、ダブるところが非常に多いと思います。今の研修という話であれば、県のサポーターにも登録していただくと、登録していただくときに研修をやりますし、今年は26年度に登録した人について、27年度にレベルアップをするための講習をやりま

す。県にも登録していただければ研修の機会も増えますし、他の市町村のサポーターがどんなことをやっているのかというようなことも知っていただけますので、ぜひ県のサポーターにも登録していただければありがたいと思います。

（事務局）

サポーター事業については、県のサポーターと市のサポーターがいますが、目指すところは消費者被害の防止というところですので、今後、県と市でうまく連携を図ることで研修の機会を設けたり、地域で実践していけるように持っていければなと考えています。

（委員）

自分の実力が不足しているということもありまして、地域の中でどのように協力できるのかという不安があります。地域の中で私たちサポーターの受け入れ態勢というのがどういうふうになっているのか、自分が活動しやすい態勢になっているのかどうかというところにも不安がありますので、これからもよろしくお願いいたします。

それからもう一つなんですが、「食育ボランティアに登録」という、この食育ボランティアの中身もちょっとお話いただければありがたいんですけど。

（委員）

県の計画の３ページの「消費者教育の充実」の一番下で「環境教育・食育等への取組推進」で「県民の皆様へのお願い」で食育ボランティアへの登録とあります。県の健康福祉部で食育ボランティアに関することをやっておりまして、まさに消費生活サポーターと同じ感じですけれども、実際に地域で食育についてお話をしていただいたりというような活動をしています。

（委員）

私たちのメンバーの中にも食生活改善推進協議会のメンバーも含まれています。この食育ボランティアというのは、地産池消に関しても含まれるかと思いますので、このボランティア、食改の方でも皆さんに知られているのかなという疑問があったものですから。ありがとうございます。

（議長）

他に何かありますか。

（委員）

市の施策の展開のところで、先ほど「高齢者見守りネットワークの構築」について、これから実施していく方向という話がありましたが、先ほどのサポーターさんもまだ人数が限られているところで、まだ地域でも知られていない、始まったばっかりで、どうやって連携していくのか分からないんですけれども、地域にある長寿会とか民生児童委員とか、日ごろ地域の高齢者と接する団体を有効に使っていくというのが大事かなと思います。やはり、地域のことは地域で解決していくとか、どこの家にどんな人が住んでいるのかというのは地域の人がとてもよくわかっていますので、そういう方達と連携して作っていただければ、地域としてもすごくうれしいかなって思います。民生さんの代表もいらっしゃるけど、私も一緒に地域で見守り活動とか、勉強会とかをやっているんで高齢化社会になる中で、地域づくりのためにもぜひ力を入れていただきたいと思います。私の近くでも連携して特殊詐欺を防いだという例がありましたので、地域で上手に連携するのが本当に大事だと思います。

（事務局）

福祉関係の部署とは既にある程度連携を図っている部分があります。高齢者見守りネットワークについては、高齢者や障害者などの方々の消費トラブルを未然に防ぐためにも、今後、既存のネットワーク等を活用させていただく中で、検討してまいりたいと考えています。その中で、今後、皆様方に、

どのように参加していただけるか等を考えてまいりたいと思います。

**（議長）**

よろしければこれで協議を終了させていただき、(3)の「長野市版消費生活基本計画（長野市消費者教育推進計画）の考え方について」は原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《　異議なし　》

**（議長）**

原案のとおり了承されました。

(4) その他

**（議長）**

(4)その他について、事務局で何かありますでしょうか。

**（事務局）**

本日、ご協議いただきました市の実施計画は、来年度に入り関係課と協議を行います。その後本協議会でご協議いただくことになりますのでお願いします。協議会の開催日は、まだ未定ですので、来年度に入り決まりましたら改めて委員の皆様にご案内申し上げます。

また、委員報酬の支払の関係で事前に委員の皆様にお願いしたマイナンバーの確認につきましては、本協議会閉会後、確認させていただきますのでしばらくお待ちください。

**（議長）**

協議事項は全て終了しましたが、委員の皆様から何かございましたらお願いします。

**（委員）**

次回の協議会の日程というのは、大体いつ頃開催しますでしょうか。

**（議長）**

次回の日程の大体の目安ですか。

**（事務局）**

夏ごろを予定しています。

**（委員）**

ありがとうございました。

**（議長）**

全ての協議事項が終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

４　閉　　会